

保護者向け資料

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和 7 年（2025 年）4 月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第 23 条第 6 項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴 行 (刑法第 208 条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第 204 条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
不同意わいせつ (刑法第 176 条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝 (刑法第 249 条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第 235 条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第 261 号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第 223 条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第 222 条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNS やオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 北海道標津高等学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、教頭です。また、担当者他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先 0153—82—2015 (学校代表電話)

〔参考〕『いじめ対策基本方針』

URL : http://www.n-shibetsu.hokkaido-c.ed.jp/page_20240611235912